

【年金診断書の提出期限が 令和3年2月～7月の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を 踏まえた診断書の取扱いについて

(令和3年5月13日更新)

- ▶ 障害厚生年金等を受給されている方は、提出期限までに、診断書を当組合に提出していただく必要があり、期限までに提出されない場合は、通常は、年金の支払いが一時差止めとなります。
- ▶ 診断書の作成可能期間は3か月間とされていますが、緊急事態宣言（期間：令和3年1月8日～3月21日、4月25日～5月31日）やまん延防止等重点措置（期間：令和3年4月5日～5月31日）の対象地域に居住する方や、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する方が、医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができない場合も想定されます。
- ▶ このため、以下のとおり、診断書の提出についての特例措置を講じます。
 - ① 提出期限が令和3年2月末日である方（2月生まれの方）
令和3年7月末日までに診断書が提出された場合は、年金の支払いの一時差止めは行いません。
 - ② 提出期限が令和3年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日または7月末日である方（3月～7月生まれの方）
令和3年8月末日までに診断書が提出された場合は、年金の支払いの一時差止めは行いません。

＜問合せ先＞

地方職員共済組合 遺族・障害審査課 障害審査係
電話 03-3261-9849